

# 第25回期 第27回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年9月18日(木) 午後1時30分から午後15時50分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員9人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
推 進 委 員	( 簗 輪 ・ 袖 山 )	関根	盛夫
同	( 中 根 松 )	会田	信二
同	( 大 草 )	斎藤	良文
同	( 小 貫 ・ 太 田 輪 )	薄井	常義
同	( 里 白 石 ・ 福 貴 作 )	須藤	寿行
同	( 里 白 石 ・ 福 貴 作 )	鈴木	政吉
同	( 山 白 石 )	我妻	伸司
同	( 山 白 石 )	岡田	勇弥
同	( 東 大 畑 ・ 畑 田 )	小室	一男

4 欠席委員(2名)

委 員	8番	小針	充則
推 進 委 員	( 浅 川 ・ 滝 輪 )	緑川	孝雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

6件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子  
主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいまから第27回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もご多忙のなか、ご参集頂き誠にありがとうございます。 本日は大変過ごしやすい天気ですが、昨日までは残暑が厳しい毎日でありました。稲刈りの方も始まり何かと気ぜわしさが増してきておりますが、皆様方体調管理に気を付け作業中の事故の無いよう農作業に励んで頂ければと思います。 JAの概算金も高値で決まったようで色々と心配することは沢山ありますが刈り取りが順調に進むことを願うばかりです。 本日は、本町独自の作況調査が予定されております、これは、私たち農業委員会として浅川町全体の取れ高を確認する上で大変重要な確認作業です。 国の方も辞めるといいつつも確認方法を変えて作況調査をしようとしているようです。これもやはり何か指標を提示し検討課題とするのが今後のコメ政策を考えるうえでも大変重要なことだと考えます。 いずれ本日も皆様委員の方々には、大変お世話になりますが、よろしくお願いたします。今回の議案ですが、議案第69号案件として6件でございます。 皆さん本日もどうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>本日の出席委員は9名中9名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第27回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は9名中9名です。</p>
<p>会 長</p>	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。  （「異議なし」の声）  異議なしと認め、6番、鈴木啓委員、7番、須藤一二委員を指名いたします。  次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。  それでは、議事日程第3、議案第69号、農地中間管理事業の推進に</p>

<p>事務局長</p>	<p>関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第69号の①から⑥はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、議案第69号①から⑥は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第69号、農地中間管理の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>（議案第69号①～⑥朗読）</p> <p>続けて補足説明いたします。本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。</p> <p>内容としましては、農地中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けた農地を、受け手へ分配する案となっております。</p> <p>この促進計画については農地中間管理機構が定めるものであり、内容に関して意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通して県に提出され、県知事の認可後に公告されることとなります。</p> <p>①から⑤は農地の出し手である****さん、****さん、****さん、****さん、****さんの5名から農地中間管理機構へ貸し付ける案、⑥が農地中間管理機構から株式会社****が借り受ける案となっております。</p> <p>借受人については****地区の農業法人であり、農地所有適格化法人及び認定農業者に該当します。</p> <p>昨年度、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る借受人への農地集積が行われましたが、今回申請があったのは同事業の追加分の申請となり、集積された農地は基盤整備の対象となります。</p> <p>内容については、農地中間管理事業が借入した農地について、面積要件等を満たすことで基盤整備に対する支援を受けることが出来ます。</p> <p>基盤整備完了後には、高収益作物である玉ねぎとブロッコリーの栽培が計画されており、畑2筆の作目が露地野菜となっておりますが、実際は基盤整備後のほ場で栽培することになりますので、申請時の場所と異なる場合があります。</p> <p>促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の賃借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われまます。以上です。</p> <p>議長</p> <p>議案第69号について、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行</p>
-------------	---

<p>須藤委員</p>	<p>委員の調査報告及び意見を求めます。</p> <p>里白石、福貴作、染地区担当の推進委員、須藤寿行であります。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回の集積計画は** **地区の圃場整備事業の面積を変更しようとするもので、利用権設定 をするそれぞれの方は同意をしている段階であります。今後圃場整備 事業の契約に進んでいくということであります。</p> <p>昨年9月に開催されました農業委員会総会の議案第46号においても 説明しましたが、借受人については****地区内、近隣の行政区内に おいて農作業に長年従事している方で、農業法人については令和6年2 月に設立しました。</p> <p>自作田****㎡、畑****㎡、借入地、田****㎡を耕作して おり、さらに****㎡の賃借権を設定し、水稻、露地野菜栽培を行う もので、これまでの稲作単一経営から、複合経営を目標としており農業 の安定経営に取り組むということです。荒屋郷の圃場整備事業が完了し たあかつきには現状の水稻栽培のほか、ブロッコリー、玉ねぎの安定し た生産と単収向上を目指す計画の第1歩ということで、議案に記載の貸 付人の方からも大きく期待されております。</p> <p>借受人の現在の農業経営からみて、農地中間管理事業の推進に関する 法律第18条第5項に基づく農用地利用集積等促進計画の要件をいず れも満たしていると判断されますので、今回の町作成の促進計画案につ いては問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許 します。</p> <p>議案第69号①から⑥について質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、農業委員の採決をとります。</p> <p>議案第69号①から⑥について、原案のとおり決定することに賛成の 農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第69号、農地中間管理の推進に関する法律 第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)①から⑥につ いては許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>(1) 令和7年度稲作作況調査について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>別紙、「令和7年度稲作作況調査地区別割当表」をご覧ください。事務 局の方で勝手ながら班分けをさせていただきました。◎印が付いている</p>

	<p>方に班長をお願いしたいと思います。○印が付いている方には車の運転をお願いします。車は、道路を渡った向かい側の駐車場の役場側にあります。準備がすみましたら駐車場にお集まりください。鍵をそこでお渡しさせていただきます。</p> <p>調査の方ですが、まず、全員でこれまで標準田としてきた東大畑の田んぼに行き、そこで銘柄と予想平均反収を検討します。その後、班ごとに各地区2～3か所、見ていただきます。場所の選定についてはお任せしますので班長を中心に各地区、平均的な田んぼを検討してください。</p> <p>班長はお手元の「令和7年度稲作作況調査票」に調査結果を記入し、総会の中で品種名、反収、俵数を報告してください。調査票にも作年度の平均反収が記載されてございますが、あくまでも地区の平均反収ということでの数字を今年の分としてご報告いただきたいと思います。</p> <p>15時15分より総会を再開したいと思いますのでそれまでには役場にお戻りください。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、総会は一旦休議します。</p> <p>(14時20分休議)</p>
会 長	<p>(15時10分再開)</p> <p>皆様お揃いですので、再開いたします。1班より調査結果の報告をお願いします。</p>
1班班長	<p>大草地区 コシヒカリ 420kg 7俵、中里地区 コシヒカリ 480kg 8俵、根岸地区 天のつぶ 540kg 9俵、松野入地区 コシヒカリ 480kg 8俵、以上です。</p>
会 長	<p>次に、2班お願いします。</p>
2班班長	<p>福貴作地区 コシヒカリ 480kg 8俵、里白石地区 コシヒカリ 510kg 8.5俵、染地区 コシヒカリ 510kg 8.5俵、以上です。</p>
会 長	<p>次に、3班お願いします。</p>
3班班長	<p>小貫地区 コシヒカリ 510kg 8.5俵、太田輪地区 コシヒカリ 510kg 8.5俵、以上です。</p>
会 長	<p>次に、4班お願いします。</p>
4班班長	<p>東大畑地区 コシヒカリ 510kg 8.5俵、畑田地区 コシヒカリ 480kg 8俵、山白石地区 コシヒカリ 480kg 8俵、ひとめぼれ 480kg 8俵、以上です。</p>

会 長	最後に、5班お願いします。
5班班長	浅川地区 コシヒカリ 480kg 8俵、滝輪地区 510kg 8.5俵、箕輪地区 コシヒカリ 480kg 8俵、袖山地区 コシヒカリ 480kg 8俵、以上です。
事務局長	調査結果については、事務局で取りまとめの上次回総会時に配布いたします。ご協力ありがとうございました。
会 長	本日の議案の審議及び協議事項は全て終了しましたが、皆さんからその他何かございませんか。
事務局長	①次回総会 10月17日(金)午後1時30分より開催予定です。総会終了後に関係団体との連携会議を開催しますので参加をお願いします。また、次回総会時までに農地利用状況調査の調査票を事務局まで提出してください。 ②8月分の活動記録簿を事務局まで提出願います。 ③前期報酬について、9月30日(火)に支払予定です。本日、支払明細書を配布しておりますのでご確認ください。
事務局長	今年度の****地区の圃場整備事業につきましては、境界測量と設計の方に入ることになります。改めまして、****と隣接する行政区には回覧することになりますが、農業委員の皆様にもご承知おき頂きたいと思えます。工事は8年度から9年度にかけて行う予定で、県の説明では北側から先に工事が始まっていくとのことでした。
事務局長	続けて2点ご相談があります。9月の議会定例会において農業委員会に対する質問がありました。 1点目は総会の開催時間についてです。1時30分ではなく、もっと遅い時間にずらすことはできるのかという内容でした。年間のうち半分くらいは調査や連携会議などがあり後ろにずらすことが出来ませんが、そうでない日は3時頃から開催できるかと思えますので、皆様のご意見を聞かせていただきたいと思えます。
鈴木(政)委員	なぜそのような質問が上がったのか。
事務局長	決算審査でご審議いただく中で、議員さんより農業委員会はどうなっているのかというご質問をいただきました。
鈴木(政)委員	夕方の作業があるので、時間をずらしたら俺は出られない。
事務局長	そういう意見をいただきたいです。

須藤（孝）委員	<p>議会でこの質問をしたのは私なのですが、他町村では3時から開催している所もあります。昼は仕事をしている方もいるので、時間が遅い方が都合がいいのではと考えました。</p> <p>また、推進委員については、案件があるときだけ出席するという市町村もあるようです。</p>
事務局長	<p>2点目で話す予定だったのですが、推進委員の出席は法律で定められているものではありません。事務局としては毎回配布物や日誌の回収がありますし、案件があるときだけ出席だと情報が偏ってしまうので、今まで通り全員に毎回出席していただきたいと考えております。こちらもご意見のある方は発言をお願いします。</p>
会 長	<p>大きい市では、確かに案件があるときだけ出席するというスタイルのところもあります。ですが今事務局から説明があった通り、月に1回総会に出席することで様々な情報を共有することが出来ます。私としては、議決権はなくとも推進委員にも毎月出席してもらうのが良いと考えます。皆さんから他に意見はありますか。</p>
藤田委員	<p>情報共有の点では賛成ですが、案件がないときはただ座っているだけになってしまうのも事実だと思う。</p>
斎藤委員	<p>議案を審議する中で、推進委員が意見を述べることは可能か。</p>
会 長	<p>私から指名した場合は可能です。</p>
我妻委員	<p>第25回期は現状維持でいいのではないか。</p>
鈴木（政）委員	<p>改選のタイミングで、出席が必須でない推進委員ならなってもいいという人がいるかもしれない。</p>
藤田委員	<p>ハードルは下がるが、委員同士のまとまりがなくなってしまうと思う。議決権はなくても自由に意見が述べられるようにしてもいいのではないか。</p>
須藤（寿）委員	<p>開始時間が毎回違うと忘れてしまう可能性がある。</p>
事務局長	<p>様々なご意見をいただきありがとうございました。体制については今後も検討してまいりたいと思います。開催時間についても、必要に応じて変更する場合がありますが、当面は今まで通り1時30分から開始で進めていきたいと思っています。</p>
会長	<p>それでは、以上を持ちまして第27回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)